

砂 川 市 規 則 第 2 1 号
令 和 8 年 4 月 1 日

砂川市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

砂川市子育て支援センター条例施行規則（平成19年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行について、」を「で定める砂川市子育て支援センター（以下「支援センター」という。）が行う事業に関し」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（地域子育て支援拠点事業）

第2条 条例第4条第1号に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点」という。）は、原則として砂川市地域交流センター（以下「交流センター」という。）のプレイルームにおいて実施し、必要に応じて支援センターの職員が市内の他の公共施設等に出向き、当該施設において実施する。

2 地域子育て支援拠点は、次に掲げる内容により実施する。

- （1）乳幼児及びその保護者による相互の交流の促進
- （2）子育てに関する相談及び育児の助言並びに情報提供
- （3）子育てサークルの育成及び支援
- （4）その他子育て支援に関すること。

3 地域子育て支援拠点は、支援センターを開所する日（条例第9条第2項に規定する支援センターの休所日を除いた日をいう。）の午前9時から午後5時まで利用できるものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（子育て援助活動支援事業）

第3条 条例第4条第2号に規定する子育て援助活動支援事業は、砂川市子育て援助活動支援事業実施要綱（平成23年訓令第13号）に基づき実施する。

（乳児等通園支援事業）

第4条 条例第4条第3号に規定する乳児等通園支援事業は、砂川市乳児等通園支援事業実施規則（令和8年規則第7号）に基づき実施する。

第5条中「必要な」を「、必要な」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（児童開放事業）

第5条 条例第4条第4号に規定する児童開放事業（以下「児童開放」という。）は、交流センターの多目的ルーム及び図書兼交流室（以下この項において「開放スペース」という。）を就学前児童及びその保護者並びに条例第5条第4号に規定する児童に開放することにより実施する。この場合において、開放スペースでは、交流センターのボランティア（次条第2項において「ボランティア」という。）による利用者の見守り活動を行うものとする。

2 児童開放は、開放時間を午前9時から午後5時までとし、開放日については、支援センターが毎月の月末までに翌月分を定め、公表するものとする。

(利用の申出)

第6条 第2条に規定する地域子育て支援拠点を利用しようとする者は、利用前に別に定める申出書に所要事項を記入するものとする。

2 前条に規定する児童開放を利用しようとする者は、利用前にボランティアにその旨を申し出るものとする。

別記第1号様式を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。